

緊急事態宣言発出中の守山商工会議所主催事業等への対応について

2021年8月27日

守山商工会議所

新型コロナウイルス感染症の急拡大により、8月27日から滋賀県に緊急事態宣言が発出されたことを踏まえ、守山市が緊急事態宣言期間中(同日から9月12日)における「市が主催または実行委員会等に加わるイベント・集会に係る対応方針」が出されたことを受け、守山商工会議所におきましても下記のとおり対応するものとします。

記

1. 事業実施の開催基準

次の「3つの条件」(3密)が重なった場での事業実施は避けることとします。

- ①換気の悪い密閉空間(密閉)
- ②人が密集している(密集)
- ③近距離での会話や発声が行われる(密接)

(この条件をクリアできる環境でのみ、事業を実施することとします)

【事業等実施にあたっての注意事項】

上記「3つの条件」をクリアするため、以下のとおり対応します。

- ①「換気の悪い密閉空間」⇒適宜、会場内の換気を行います。
- ②「人が密集している」⇒出席人数を限定するなど、会議規模の縮小を行います。
- ③「近距離での会話や発声が行われる」⇒会場のレイアウトについて、一定の距離を確保した対面形式や教室形式等で対応します。

2. 当所主催の会議等について

(1) 議員総会・常議員会・各委員会等

- ①原則開催します。

今後の感染拡大状況によっては、リモート、書面等で開催します。

- ②説明、報告事項等については、簡潔な説明に努め、時間短縮を行います。

《開催の際の留意事項》

- ・咳や熱など風邪の症状がある場合は、参加をご遠慮いただきます。
- ・会場ではマスク着用、手消毒の徹底をお願いします(受付等にはマスク、消毒液を設置)。

(2) 上記以外の会議、セミナー、講演会、イベント等

- ①上記「開催基準」をクリアできる会議・セミナー・講演会等については、以下の人数規模により、開催するものとします。

【屋内・収容定員有り・マスク取り外しの有無に関わらず】 収容定員の1/2以内

【屋外(または屋内の収容定員無し)】 十分な人と人との間隔(1 m以上)が担保できる人数

※人数による上限は設けないが、1,000人超の場合は、事前に滋賀県へ相談が必要です。

ただし、上記規模のイベント・集会であっても、次の事項に留意の上、開催するものとします。

- ①手洗い、マスクの着用など感染防止対策を講じること。
- ②少しでも症状がある場合は、イベント・集会に参加させないこと。
- ③密(密閉・密集・密接)を回避すること。
- ④マスクを外す場合は、会話をしないこと。
マスクをしていても、合唱、コーラスなどのイベントを避けること。

(3) 懇親会・交流会（飲食を伴うもの）

飲食を伴う懇親会・交流会は、中止とします。

(4) 会議室の貸し出しについて

会議室の貸し出しについては、原則休止とします。なお、既に予約を頂いている場合は、収容定員の1/2以内でのご利用を厳にお願いします。併せて、会議室の夜間における使用期限を原則20時までとします。ただし、イベントを開催する場合は、21時までとします。

3. 予防対策の徹底等について

(1) 不要不急の外出自粛を徹底してください。(特に20時以降は徹底)

- ①生活や健康維持のために必要な場合を除き、原則外出は控えてください。
- ②混雑する場所への外出機会を半減してください。
- ③都道府県間の移動を自粛してください。

(2) 飲食店等の営業時間の短縮に対する休業等が要請されています。

- ①酒類(持込を含む)、カラオケ設備提供の場合は、休業対象です。
- ②①以外は、営業時間が5時から20時まで短縮されます。(酒類の提供(持込を含む)は終日停止されます。)

(3) 各事業所におかれましては、20時以降の勤務体制、出勤者数の7割削減、テレワーク、時差出勤等の推進をお願いします。また、公共交通機関の主要駅等における検温等の実施の際にはご協力ください。

※今後も新型コロナウイルス感染症の感染状況により、市等の方針に変更があれば、改めて内容を更新します。